

「コワーキングスペースTSUNAGU」利用規約

(目的)

第1条 この規約は、諏訪市コワーキングスペース運営事業の利用に関して必要な事項を定め、もって利用者の交流の促進、新しいビジネスモデルやアイデアの創出・問題解決の実践や体験及びスペースの円滑な運営を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この規約において、「コワーキングスペースTSUNAGU（以下「TSUNAGU」といいます。）」とは、諏訪市諏訪一丁目6番1号に所在する諏訪市駅前交流テラスすわっチャオ（以下「すわっチャオ」といいます。）3階の一部に設置するスペースをいいます。

(登録の申込)

第3条 TSUNAGUを利用しようとする者（以下「利用者」といいます。）は、利用者確認書類（運転免許証等のコピー）の提出と、利用者所有のスマートフォン情報を含めTSUNAGUの定めるフォームに利用者情報を記入いただきます。

(登録の決定及びスマートキーの発行)

第4条 前条の規定による利用者から登録の申込があったときは、その内容を審査の上利用者の登録を決定（以下「会員」といいます。）し、登録料納付後スマートキーを発行します。このスマートキーは会員の入退室の際にドアの開閉に使われますので、利用の際に必ずスマートフォンが必要となります。

(会員の登録事項の変更)

第5条 会員は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに登録事項変更届によりTSUNAGUに届け出てください。

(登録の取消し)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、会員登録の取消しをすることができるものとします。

- (1) 会員が死亡したとき。
- (2) 会員が関係法令に違反したとき。
- (3) 会員の利用目的が政治行為、宗教活動又は営利行為と認められるとき。
- (4) 会員がスペース又はスマートキーを不正に利用したとき。
- (5) 会員が他の利用者の迷惑になる行為を行ったとき。
- (6) 会員が連絡なく利用料を滞納したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、TSUNAGUが会員の登録を取り消すべき事由が生じたと認めたとき。

(設備の利用料とサービス)

第7条 会員が利用できる設備の利用料は、次の各号に掲げる設備等の区分に応じ、当該各号に定める料金とします。ただし、会員は次の三区分で、ドロップ会員、一般会員、特別会員に分かれます。

会員区分	ドロップ会員 ^{※1}	一般会員 ^{※2}	特別会員 ^{※3}
登録料	500 円(外税) 1年間有効 ^{※4}	500 円(外税) 初回のみ	500 円(外税) 初回のみ
利用料	0 円	3,000 円(外税)/月 ^{※5}	4,000 円/月 ^{※5}
利用料の発生月	×	登録日の翌月から	
利用料納入期限	×	毎月 7 日まで	
利用者年齢	18 歳未満の方は利用できません。		
利用定員数	利用定員数を越える場合は利用できない場合があります。		
コワーキングスペース TSUNAGU 室内利用	座席利用は出来ません ^{※6}	10 時～17 時 (土曜 16 時まで、火・日曜・祝日徐く)	10 時～18 時 (土曜 16 時まで、火・日曜・祝日徐く)
フリースペース (すわっちゃオ内)	すわっちゃオのフリースペースの座席をご利用下さい	TSUNAGU が満席の場合はすわっちゃオのフリースペースをご利用下さい	
コイン式コピー複合機	カラー：30 円/枚、白黒：10 円/枚 (内税)		
Wi-Fi	TSUNAGU 専用 ^{※7}		
スマホ必携	入退室時に必ず必要 ^{※8}		
スマートキー制御時間 (時間外は作動せず)	10 時～17 時 ^{※9}	10 時～17 時 ^{※9}	10 時～18 時 ^{※10}
名刺等への住所利用記載サービス	×	×	○ (申請要)
法人登記	×	×	×
郵便物の受取	×	×	○ (申請要)
ロッカー	×	×	○ (先着順) ^{※11}
創業支援	希望により商工会議所経営指導員が相談対応 (要予約)		
利用期間	—	—	満 3 年 ^{※12}

- ※1. 初めて利用する方にお勧め。座席はすわっちゃオのフリースペースとなります。
- ※2. 一般会員及び特別会員はTSUNAGUの座席利用ができます。
- ※3. 名刺への住所記載ができるなど、対外的にも責任ある立場でTSUNAGUが役立ちます。
- ※4. 年 1 回の登録料の支払いでコピー複合機、プリンター等の利用できます。
- ※5. 毎月 7 日までに現金でお支払い下さい。連絡なく滞納しますと失効し退会となります。
- ※6. 座席は「すわっちゃオ」フリースペース席をご利用下さい。
- ※7. 登録者は専用 Wi-Fi が利用できプリンターへの接続が可能です。
- ※8. TSUNAGU のドアはスマホで開閉が可能となっており、入退室管理が行われています。
- ※9. 17 時を過ぎるとスマートキーは解錠できなくなります。
- ※10. 18 時を過ぎるとスマートキーは解錠できなくなります。
- ※11. 数に限りがございます。貸ロッカーを 12 個用意しています。(無料)
- ※12. 特別会員は満 3 年で退会いただきます。

(郵便物の受取)

第 8 条 特別会員が郵便の受取サービスを申し込んだ場合、会員宛の郵便物等はTSUNAGUが一時

的に収受し保管します。ただし、一時的な預かりは最長2週間までとし、これを超える場合、TSUNAGUは会員に連絡することなく、着払いでの転送又は廃棄を行います。また、普通郵便物以外の受取または代引きの受取の対応は行いません。

2 郵便物の紛失及び盗難等については、TSUNAGUは一切の責任を負いません。

3 会員の本施設利用期間終了日（その終了原因を問いません。）以降は、TSUNAGUは郵便物の転送等の対応は一切行わず、宛先不明の郵便物として処理されることを予めご了承ください。

（名刺等への住所利用記載時の義務）

第9条 特別会員が名刺等への住所利用記載サービスを申し込んだ場合、TSUNAGUから明示された住所を自らのオフィスの住所として名刺やWebサイト等に掲示することができます。ただし、会員は、退会と同時に、当該掲示を削除することに予め承諾します。

2 インターネット上でTSUNAGUの提供住所を利用する場合は、必ず「住所」は画像として掲載頂くものとします。

（その他）

第10条 TSUNAGUは、すわっチャオ(約 2,950 m²)の中の一ゾーンと捉え、共に働くCo+WorkingSpaceとして設置されたものです。すわっチャオの条例及び規則を遵守します。

2 広報活動に使用することを目的として、施設内の風景等を撮影することができるものとします。なお、当該撮影時においては会員のプライバシーに十分配慮するものとします。

3 会員がTSUNAGU内の写真撮影は可能です。ただし他の会員が写ってしまう場合は会員本人に許可を得て撮影をお願いします。またインターネット上に公開する場合は特に周りへの配慮と注意をお願いします。

4 会員は、TSUNAGU施設の利用に際して、指定のレイアウトを変更した場合には、会員自らにおいて、利用終了時までには原状回復をするものとします。

5 TSUNAGU施設内での会員の物品の管理は、会員自身の判断と責任の下で行うものとし、TSUNAGUは、当該物品（貸ロッカー内の物品を含みます。）について、紛失、盗難、滅失および毀損等に関する一切の責任を負わないものとします。

6 会員の安全や設備保全のため、防犯カメラを設置し常時録画しております。

7 TSUNAGUの裁量で、本サービスの料金、利用プラン、各種手数料、支払条件、優先利用等に関する特典の設定またはキャンペーン等を実施することができるものとします。なお、これらは会員に対するサービスの一環として行われるものであり、会員はTSUNAGUに対して一切の異議を申し立てることができないものとします。

制定 令和元年5月18日